

新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となられた方へ

～体調が回復するよう栄養と休息をとりましょう。療養に関するお知らせは下記のとおりです。～

◆周囲の方への配慮

発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性がありますので、ウイルスを広げないように配慮しましょう。

- ・不織布マスクの着用（※乳幼児のマスク着用については2歳未満には奨めておらず、2歳以上についても求めていません）
- ・咳やくしゃみ等の症状がある場合には咳エチケットを守ること
- ・高齢者等ハイリスク者との接触は控えること

【救急医療電話相談窓口】

<p>救急医療電話相談</p> <p>救急車を呼んだ方がいいか、今すぐに病院に行った方がいいか等判断に迷った場合の相談窓口</p>	#7119（受付:24時間）
<p>小児救急医療電話相談</p> <p>こどもの症状にどのように対処したらいいか、病院受診した方がいいか等判断に迷った場合の相談窓口</p>	<p>#8000</p> <p>（受付:平日 19:00～翌 7:00 土曜 12:00～翌 7:00 日祝 7:00～翌 7:00）</p>

【他の方にうつすリスク】

- 一般的にコロナ**発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出している**といわれています。
- 発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少します。
- 特に**発症後5日間は他人に感染させるリスクが高い**ことに注意してください。

【療養期間の目安】 療養をされる際は、下記を参考にしてください。

学校保健安全法が適用される方以外は、外出を控える等の行動は個人の判断となります。

発症日を0日目とし、5日間が経過
(無症状の場合は検体採取日が0日目)

かつ

症状軽快※後24時間が経過
(※熱が下がる、のどの痛みがなくなる等)

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
例)1月1日	1月2日	1月3日	1月4日	1月5日	1月6日	1月7日	1月8日
発症日	軽快			軽快			
							症状軽快後 24時間経過

学校への出席停止期間

※保育所等も同様の期間を「登園のめやす」として示しています

「**発症した後5日を経過し、かつ、症状が警戒した後、1日を経過するまで**」です。

学校保健安全法施行規則（文科省所管）

【後遺症について】

新型コロナウイルス感染症の治療や療養が終了した後に、他に明らかな原因がなく、倦怠感や咳、味覚・嗅覚障害等の症状が長引く場合は、かかりつけ医への相談をお勧めします。かかりつけ医を持たない、かかりつけ医での対応が難しい場合は県ホームページに後遺症の診療が可能な医療機関のリストを公表しています。医療機関により、予約の要否等が異なるため、確認の上、受診してください。

<県ホームページ>



【参考】厚生労働省作成リーフレット

- ①家族が新型コロナウイルスに感染した時のポイント
- ②お子様が新型コロナウイルスに感染したときのポイント

